

滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条 省略</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第9条 前条の規定による補助金の内示を受けた者は、補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。</p> <p>第10条～第13条 省略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了または終了の日から7日以内に実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p>	<p>第1条～第8条 省略</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第9条 前条の規定による補助金の内示を受けた者は、補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。</p> <p>第10条～第13条 省略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了または終了の日から7日以内に実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 第9条第2項のただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p>

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額報告書(様式第 8 号)を知事に提出しなければならない。ただし、確定した消費税仕入控除税額が実績報告書において減額した消費税仕入控除税額を上回らない場合は、提出を要しない。

2 前項の報告があった場合には、知事は、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずることができる。

第16条～第23条 省略

(電子情報処理組織による申請等)

第 24 条 補助事業者は、第 7 条の規定に基づく事業計画書の提出、第 9 条の規定に基づく交付の申請、第 11 条の規定に基づく申請の取下げ、第 12 条の規定に基づく補助事業の変更承認申請もしくは中止(廃止)承認申請、第 13 条の規定に基づく補助事業遅延等の報告、第 14 条の規定に基づく実績の報告、第 15 条の規定に基づく消費税仕入控除税額の報告、第 18 条第 2 項に基づく概算払の交付請求、第 19 条第 2 項の規定に基づく財産処分承認申請、第 20 条の規定に基づく経過報告または第 21 条の規定に基づく工業所有権届出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(様式第 8 号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

第16条～第23条 省略

(電子情報処理組織による申請等)

第 24 条 補助事業者は、第 7 条の規定に基づく事業計画書の提出、第 9 条の規定に基づく交付の申請、第 11 条の規定に基づく申請の取下げ、第 12 条の規定に基づく補助事業の変更承認申請もしくは中止(廃止)承認申請、第 13 条の規定に基づく補助事業遅延等の報告、第 14 条の規定に基づく実績の報告、第 15 条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告、第 18 条第 2 項に基づく概算払の交付請求、第 19 条第 2 項の規定に基づく財産処分承認申請、第 20 条の規定に基づく経過報告または第 21 条の規定に基づく工業所有権届出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 12 日に改正し、令和 4 年度分の補助金に適用する。